

○北海道後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

制 定 平成 19 年 3 月 1 日 条例第 5 号
最近改正 令和 3 年 2 月 9 日 条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 203 条の 2 第 5 項の規定に基づき、特別職に属する職員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「特別職の職員」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 広域連合長
- (2) 副広域連合長

(報酬)

第 3 条 特別職の職員に対する報酬は、支給しない。

(費用弁償)

第 4 条 特別職の職員が公務のため旅行（広域連合の事務所への旅行を含む。）をしたときは、その旅行に対し、費用を弁償する。

2 前項の規定による費用弁償の額は、北海道後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例（令和 3 年北海道後期高齢者医療広域連合条例第 1 号）の規定による旅費の例による。ただし、この場合において支給する日当及び宿泊料の額は、次のとおりとする。

日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）	
	甲地方	乙地方
3,000円	14,600円	13,300円

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平 19. 11. 22 条例 32）

この条例は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平 20. 11. 21 条例 9）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令 2. 2. 25 条例 1）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 3. 2. 9 条例 2）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。